

介護保険のお知らせ

介護保険制度とは

介護は、切実なものとして誰にでも起こり得る問題です。介護保険制度はこの問題を解決していく制度で、社会全体で支え合うことを目的とし、40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。ここでは、介護保険制度の「介護保険料」、「介護保険負担限度額認定の申請」、「要介護・要支援認定の申請」についてお知らせします。



介護保険料について

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と国・県・市の負担金を財源として運営しています。

サービスを充分に整えることができるように、そして介護が必要になったときには、誰もが安心してサービスを利用することができるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源割合

27/%

40歳以上 65歳未満の人の保険料

23%

65歳以上の人の 保険料 50%

公 費

皆さんの保険料は、介護保 険事業の大切な財源です。 保険料の納付にご理解く ださい。

サービスの利用者負担(1割~3割)





保険料を滞納すると、 サービスを受ける時の自己負担が大きくなることがあります

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1~3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ○介護サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、申請により後で保険給付(9割~7割)が支払われます。また、申請後も保険給付が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料を差し引いて支払われる場合があります。
- ○滞納期間が2年を過ぎると、時効により保険料を納めることができなくなります。サービスを利用するときの利用者負担が、1割・2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割に引き上げられ、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

介護保険の加入者

介護保険の加入者(被保険者)は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分かれています。年齢によって、保険料の納付方法やサービスを利用できる条件などが異なります。

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)
保険料の算定	広域連合が算出した「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。 決定した保険料は、お住まいの市から通知されます。	加入している医療保険の算定方法に より決まります。
保険料の 納付方法	年金からの天引き(特別徴収)と納付書による納付(普通徴収)があります。	医療保険料と一括して納付します。
サービスの 利用	介護が必要であると認定された方が 利用できます。	加齢が原因とされる病気(特定疾病) により介護が必要であると認定され た方が利用できます。

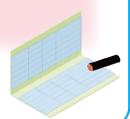
第1号被保険者の保険料の納め方について

65歳以上の方の介護保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書・□座振替により納付する「普通徴収」があります。

普通徴収の対象者は次のとおりとなります。

- ・65歳になった方(特別徴収が開始するまでに6か月~1年かかります。)
- ・鈴鹿市、亀山市外から引っ越してきた方(徴収が開始するまでに6か月~1年かかります。)
- ・介護保険料が増額または減額になった方
- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・年金が停止または一時停止(減額)された方
- ・対象の年金を受給していない方

普通徴収の期間は、納付書でのお支払いをお願いします。(金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどのアプリを使用して納付することができます。) なお、納付忘れの心配のないよう、「口座振替」を利用していただくと便利です。



●介護保険料の納付についてのご相談は、お住まいの市の下記担当までお願いします。

鈴鹿市にお住まいの方 亀山市にお住まいの方 鈴鹿市 長寿社会課 Tel: 059-382-7935 亀山市 市 民 課 Tel: 0595-84-5005

令和4年度介護保険負担限度額認定の申請について

特別養護老人ホーム·介護老人保健施設などを利用する際に全額自己負担となる「食費·居住費(滞在費)」について、条件に該当した場合、費用の負担が軽減されます。

令和4年8月1日から令和5年7月31日までに「食費・居住費(滞在費)」の軽減を希望する方は、現在申請の受付をしています。

| The content of the

申請の方法

<申請に必要な書類>

- ·介護保険負担限度額認定申請書兼同意書
 - ※鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます。
 - また、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課の窓口でお渡しします。
- ・申請者(被保険者)本人の預貯金に関する通帳など(直近2か月以内の残高が確認できるもの)の写し ※配偶者がいる方は、配偶者の通帳などの写しも必要です。
 - ※生活保護受給者の方は不要です。

<提出先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ(郵送可) 〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

介護保険負担限度額認定の有効期間

申請月の1日から令和5年7月31日までです。

令和3年度介護保険負担限度額認定をお持ちの方で8月以降も継続して認定を受けようとする場合は、申請に必要な書類を揃え8月31日(水)まで(必着)に鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課給付グループに申請してください。



食費・居住費の 特例減額措置に ついて

市町村民税が課税されているため、介護保険負担限度額認定の対象にならない方で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

【特例減額措置の認定を受ける主な条件】

- ① 属する世帯の構成員の数が2人以上であること
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③ 世帯全員の預貯金などの合計額が450万円以下であること など

介護保険負担限度額認定の対象

あなたは、対象となる介護保険サービス(※1)を利用しているか、利用する予定はありますか?

(※1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院への入所短期入所サービス(ショートステイ)の利用

はい、利用中です。 (利用予定があります。)

いいえ、利用していません。 (利用予定はありません。)

利用する前に、改めて申請してください。

あなた、配偶者(※2)及び世帯員は、全員が市町村民税非課税者ですか?

(※2)事実上の配偶者(事実婚・内縁関係の方)も含まれます。

はい、全員が非課税者です。

いいえ、課税者がいます。

非該当

あなたは、次のどれにあてはまりますか?

第2号被保険者 (65歳未満の 被保険者)

生活保護 受給者 合計所得金額+課税・ 非課税年金収入額が、 80万円以下 合計所得金額+課税・ 非課税年金収入額が、 80万円超120万円以下 合計所得金額+課税・ 非課税年金収入額が、 120万円超

預貯金などが 単身 1,000万円 夫婦 2,000万円 以下ですか?

はい

いいえ

非該当

合計所得金額 + 課税·非課税

年金収入額に応じて、負担段階は、

第2段階·第3段階①·第3段階②

負担段階 第1段階 預貯金などが、 単身 650万円 (夫婦 1,650万円) 以下ですか?

いいえ はい 非該当

負担段階

預貯金などが、 単身 550万円 (夫婦 1,550万円) 以下ですか?

はいります。

負担段階 第3段階① 預貯金などが、 単身 500万円 (夫婦 1,500万円) 以下ですか?

> はい 非該当

負担段階 第3段階②

※対象となる預貯金などの具体例

- · 現金、預貯金(普通·定期)
- ・有価証券(株式・国債・地方債・社債など)、投資信託
- ・金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属

第2段階

・負債(借入金・住宅ローンなど)

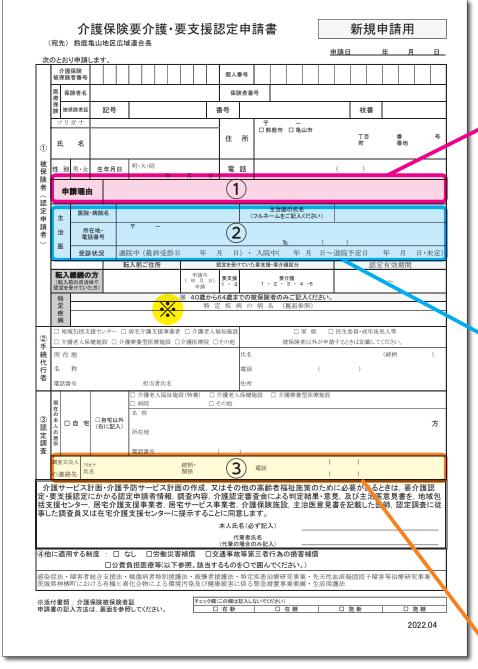
預貯金などの合計金額は、現金・預貯金・有価証券などの合計額から負債額を引いた金額になります。 また、生命保険や自動車は含まれません。

★このフローチャートはあくまでも参考です。申請結果については、必ず結果通知にてご確認ください。



介護保険要介護・要支援認定の申請について

要介護・要支援認定は、認定調査員が作成する認定調査票と主治医が作成する主治医意見書をもとに認定審査会で審査を行い、要介護状態区分(要支援1~2、要介護1~5、非該当)を決定します。申請される方は、次の点にご注意ください。



*

40才~64才の方が申請される場合、医療保険証の写しを添付してください。

申請前に介護保険の対象(特定疾病)に該当するか、主治医に確認してください。

現在、認定調査業務の遅れが発生し、申請いただいている皆さまには、 大変お待たせし、ご迷惑をおかけしています。現在、申請いただいた順に 訪問調査をしていますが、心身の状況により、早急な認定調査が必要な方 は、介護保険課認定グループまでご相談ください。

①申請理由は詳細にご記入 ください。

認定調査員が訪問調査を スムーズに行うための事 前情報として、申請理由は 大事な項目となります。現 在の状態、どのような介護 サービスが必要かなど詳細 に記入してください。

②申請前に主治医に意見書 を書いてもらえるか確認 してください。

③調査立会人の連絡先欄は、 認定調査当日の立会いが できて、認定調査の日程 調整ができる方のお名前 を記入してください。

立会人の連絡先に認定調 査員から訪問調査の日程調 整の電話をさせていただき ます。携帯電話から電話さ せていただく場合もありま すのでご注意ください。

■ 3月定例会

令和4年3月29日に3月定例会が開催され、令和4年度の予算案等が原案のとおり可決されました。

■ 7月臨時会

令和4年7月11日開催の7月臨時会で、次の議案が原案のとおり可決されました。 議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

広域連合議会議長には鈴鹿市議会選出の山口善之議員が当選され、監査委員には鈴鹿市議会選出の船間涼子議員が選任されました。

また、副議長は引き続き、亀山市議会選出の福沢美由紀議員が 務めます。



議 長 山口 善之 議員



副議長福沢 美由紀 議員



監査委員 船間 涼子 議員



議会風景(R4.7.11)

鈴鹿亀山地区広域連合議会議員名簿 (議席順·敬称略)

鈴鹿市議会選出議員

高橋さつき 森 喜代造 市川 昇 水谷 進

船間 涼子 中村 浩

池上 茂樹 山口 善之

亀山市議会選出議員

草川 卓也 福沢美由紀 中島 雅代 森 美和子

情報公開制度の実施状況・個人情報保護条例の運用状況 総務課 059-369-3200

令和3年度における情報公開制度の実施状況および個人情報保護条例の運用状況について公表します。

【情報公開制度実施状況】

- 1 公文書の開示の請求件数…0件
- 2 公文書の開示に関する決定の状況…0件
- 3 不服申立ての件数…0件



【個人情報保護条例運用状況】

1 個人情報の開示等の請求件数…5件

	開示請求			訂正請求	利用停止
開示	部分開示	不開示	不存在	可止耐水	等請求
4件	1件	0件	0件	0件	0件

2 不服申立ての件数…0件

(単位 千円・%)

86.6

令和3年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算について、令和4年3月31日現在の財政状況をお知らせします。

歳出

合 計

1 一般会計 【執行状況】

歳 入		(!	単位 千円・%)
款	予算現額	収入済額	執行率
分担金及び負担金	151,369	126,906	83.8
国庫支出金	93,249	92,306	98.9
県支出金	48,524	47,929	98.7
繰越金	100	23	23.0
諸収入	9	42	466.6
合 計	293,251	267,206	91.1

[公債及び一時借入金]…現在高なし

歳 出		(<u>i</u>	単位 千円・%)
款	予算現額	支出済額	執行率
議会費	684	409	59.8
総務費	73,166	59,539	80.9
民生費	186,582	0	0.0
商工費	32,519	29,245	88.7
諸支出金	100	23	23.0
予備費	200	0	0.0
合 計	293,251	89,216	30.4

2 介護保険事業特別会計 【執行状況】

	177 3 717 1373		
歳_入		(<u>i</u>	単位 千円・%)
款	予算現額	収入済額	執行率
保険料	4,416,746	4,458,470	100.9
分担金及び負担金	2,867,134	2,795,095	97.4
使用料及び手数料	10	2	20.0
国庫支出金	3,980,572	4,035,694	101.3
支払基金交付金	4,806,426	4,482,643	93.2
県支出金	2,665,305	2,682,473	100.6
財産収入	100	0	0.0
繰入金	343,898	0	0.0
繰越金	514,914	514,914	100.0
諸収入	792	6,912	872.7
合 計	19,595,897	18,976,203	96.8

[公債及び一時借入金]…現在高なし

<u> </u>		\	1 1 7 7 7 7
款	予算現額	支出済額	執行率
総務費	482,918	301,469	62.4
保険給付費	17,443,287	15,801,877	90.5
地域支援事業費	1,212,047	793,330	65.4
公債費	100	0	0.0
諸支出金	452,545	84,530	18.6
予備費	5,000	0	0.0

19,595,897 16,981,206

 3
 財産
 (単位 千円・%)

 基金
 現在高

 介護給付費準備基金
 2,027,058



4 **公金の運用状況** 【歳計現金·基金などの保管状況】

運用の種類	金額	利率	備考
普通預金	2,188,226	0	指定金融機関

発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/ E-mail skkouiki@mecha.ne.jp